

| 番号 | 対象事業等の名称 | 所管課等 | 市民参加手続の種別等 | |
|----|----------------------------------|--------------|------------------------|---|
| 1 | 第3次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～計画の策定 | 健康増進課 | 事業内容等 | 健康づくり、食育、歯科口腔保健の分野の取り組みを総合的・計画的に推進するために、「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」を策定しているが、令和6年度が、第2次計画の最終年度になることから第3次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～計画の策定をするもの。 |
| | | | 上位計画・条例（ある場合） | |
| | | | 市民参加手続種別 | 市民意向調査手続、審議会等手続 |
| | | | 参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由 | 市民意見を十分に把握した方針を策定するため、委員会にアンケートの実施について諮り、市民アンケートを実施し、委員会にアンケート結果の報告と素案作成について意見を頂く。計画の素案を作成し、令和6年度のパブコメにつなげ市民意見の把握に努める。 |
| | | | 開催予定時期及び回数 | 市民意向調査手続（11月）、審議会等手続（3回） |
| | | | 見込参加者数 | 市民意向調査手続 4,800名、審議会等手続 14名（1回あたり） |
| 2 | 印西市マンション管理適正化推進計画の策定 | 建築指導課 | 事業内容等 | マンションの管理適正化の推進に関する法律（以下、「法」という。）第3条の2第1項の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るための計画（以下、「計画」という。）を策定する。 |
| | | | 上位計画・条例（ある場合） | 印西市住生活基本計画 |
| | | | 市民参加手続種別 | 市民意向調査手続、市民意見公募手続 |
| | | | 参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由 | マンション管理の実態を把握した計画とするため、マンション管理組合を対象としたアンケートを実施したうえで計画案を作成し市民意見公募により、意見をいただく。 |
| | | | 開催予定時期及び回数 | 市民意向調査手続（7月～9月）、市民意見公募手続（11月） |
| | | | 見込参加者数 | 市民意向調査手続 49管理組合、 |
| 3 | 印西市立図書館サービス計画 | 生涯学習課 図書館 | 事業内容等 | 印西市立図書館サービスの状況を踏まえ、図書館サービスの現状と課題についてアンケートを実施し分析を行い、図書館の現状と課題を把握し今後の取り組みについて、地域の実情や特性を生かした計画を策定する。 |
| | | | 上位計画・条例（ある場合） | |
| | | | 市民参加手続種別 | 市民意向調査手続、市民意見公募手続、審議会等手続 |
| | | | 参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由 | 市民意見を十分に把握した計画を策定するため、市民アンケートを実施し、図書館協議会にアンケート結果の報告をし、素案作成について意見を頂く。市民意見の把握に努めるため、パブコメを行う。 |
| | | | 開催予定時期及び回数 | 市民意向調査手続（7月1回）、市民意見公募手続（12月）、審議会等手続（11月） |
| | | | 見込参加者数 | 市民意向調査手続 2,000名、審議会等手続 10名 |
| 4 | 印西市公共施設等総合管理計画の改訂 | 資産経営課 | 事業内容等 | 「印西市公共施設等総合管理計画」は、市民ニーズに適切に対応した市民サービスを提供し続けるため、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に総合管理計画を策定したものの。 |
| | | | 上位計画・条例（ある場合） | 印西市総合計画 |
| | | | 市民参加手続種別 | 市民意見公募手続（パブリックコメント） |
| | | | 参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由 | 計画の改訂に当たり、パブリックコメントを実施し、市民への周知とともに素案について意見を頂く。 |
| | | | 開催予定時期及び回数 | 7月1回 |
| | | | 見込参加者数 | |
| 5 | 第4次印西市男女共同参画プラン | 市民活動推進課 | 事業内容等 | 男女が性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、第4次印西市男女共同参画プランを策定し、様々な施策を推進する。 |
| | | | 上位計画・条例（ある場合） | |
| | | | 市民参加手続種別 | 市民意見公募手続、審議会等手続 |
| | | | 参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由 | 市民意見を十分に把握した計画を策定するため、委員会開催1回目で諮問し計画骨子案の説明、その後幹事会・本部会にて計画骨子案・体系案を検討し、委員会開催2回目を経て計画素案修正。10月ごろ幹事会・本部会を開催し、11月～12月にパブリックコメントを実施する。その後さらに2回委員会では、パブリックコメントの報告、計画案検討、答申を予定しており、計4回開催見込みである。令和6年3月末の策定を目指す。 |
| | | | 開催予定時期及び回数 | 市民意見公募手続（令和5年11月～12月） 審議会等手続（年4回） |
| | | | 見込参加者数 | 審議会等手続 15名（1回あたり） |
| 6 | 第三次印西市自転車安全総合推進計画 | 市民活動推進課 | 事業内容等 | 印西市自転車の安全・安心利用に関する条例に基づき「印西市自転車安全総合推進計画」を策定し、自転車安全教育、自転車の交通ルールについての広報啓発、自転車保険への加入、ヘルメットの着用の促進等について推進してきたところ、第二次5カ年計画の終了後、引き続き安全教育などを推進するため、第三次計画として本計画を策定するものである。 |
| | | | 上位計画・条例（ある場合） | 印西市自転車の安全・安心利用に関する条例 |
| | | | 市民参加手続種別 | 市民意見公募手続（パブリックコメント）、審議会等手続 |
| | | | 参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由 | 市民意見を十分に把握した計画を策定するため、パブリックコメントを実施し、対策会議において素案作成について意見をいただく。 |
| | | | 開催予定時期及び回数 | 市民意見公募手続（1月～2月）。 審議会等手続（年2回） |
| | | | 見込参加者数 | 審議会等手続 14名（1回あたり） |

| 番号 | 対象事業等の名称 | 所管課等 | 市民参加手続の種別等 | |
|----|--|--------|------------------------|--|
| 7 | 印西市障がい者プラン（第5次障害者基本計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画）の策定 | 障がい福祉課 | 事業内容等 | 障害者基本法を根拠法とする「印西市障害者基本計画」、障害者総合支援法及び児童福祉法を根拠法とする「印西市障害福祉計画」等を一体とし策定する。 |
| | | | 上位計画・条例（ある場合） | 印西市障害者基本計画、印西市障害福祉計画及び印西市障害児福祉計画策定委員会設置要綱 |
| | | | 市民参加手続種別 | 市民意見公募手続、審議会等手続 |
| | | | 参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由 | 令和4年度に実施したアンケート調査の集計結果及び国、県の指針等を基に素案を作成し、パブリックコメントの実施後、計画を策定する。上記の手続きに必要な委員会を実施するもの。 |
| | | | 開催予定時期及び回数 | 市民意見公募手続（1月）、審議会等手続（6回） |
| | | | 見込参加者数 | 市民意見公募手続 20名、審議会等手続 14名（1回あたり） |
| 8 | 第9期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定 | 高齢者福祉課 | 事業内容等 | 印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、高齢者が要支援や要介護状態となっても可能な限り、住み慣れた地域で、安心して暮らすことが出来るよう策定するものであり、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築、充実を図り、介護保険に係る施設等の整備や介護保険事業を推進していくためのものである。 |
| | | | 上位計画・条例（ある場合） | 印西市総合計画、印西市地域福祉計画・印西市介護保険条例 |
| | | | 市民参加手続種別 | 市民意見公募手続 |
| | | | 参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由 | 市民意見を十分に把握した計画を策定するため、令和4年度に実施したアンケート調査結果について、計画策定委員会に報告し、参考資料とするとともに、素案作成の際に意見を頂く。また、計画（案）についてパブリックコメントを実施することで市民意見の把握に努める。 |
| | | | 開催予定時期及び回数 | 市民意見公募手続（2月）、審議会等手続（6回） |
| | | | 見込参加者数 | 審議会等手続 12名（1回あたり） |
| 9 | 第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針の策定 | 学務課 | 事業内容等 | 印西市学校適正規模・適正配置基本方針（平成28年10月）策定時から現在に至るまで、学校を取り巻く環境が大きく変化している中で、より良い教育環境の整備と教育の質の向上を図るためには、基本方針の抜本的な見直し等を行い、対応していく必要があることから、新たに第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針を策定するもの。 |
| | | | 上位計画・条例（ある場合） | |
| | | | 市民参加手続種別 | 市民意見公募手続、審議会等手続 |
| | | | 参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由 | 第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）の作成にあたって、市民意見を把握するため。 |
| | | | 開催予定時期及び回数 | 市民意向調査手続 9月1回 審議会等手続 6月、8月、10月、12月、2月の5回 |
| | | | 見込参加者数 | |

※条例第6条第1号 市民意向調査手続、第2号 市民説明会手続、第3号 市民意見公募手続、第4号 市民会議手続、第5号 審議会等手続

※通常の審議会等手続は含んでいません。